

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【公表番号】特表2008-544028(P2008-544028A)

【公表日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2008-048

【出願番号】特願2008-516846(P2008-516846)

【国際特許分類】

C 08 G 63/199 (2006.01)

C 08 G 63/183 (2006.01)

C 08 J 5/00 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

【F I】

C 08 G 63/199

C 08 G 63/183

C 08 J 5/00 C F D

C 08 L 101/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月14日(2009.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) i) テレフタル酸残基70~100モル%；

i i) 炭素数20以下の芳香族ジカルボン酸残基0~30モル%；及び

i i i) 炭素数16以下の脂肪族ジカルボン酸残基0~10モル%

を含むジカルボン酸成分；並びに

(b) i) 2,2,4,4-テトラメチル-1,3-シクロブタンジオール残基10~99モル%；及び

i i) 1,4-シクロヘキサンジメタノール残基1~90モル%

を含むグリコール成分

(ここでジカルボン酸成分の総モル%は100モル%であり、グリコール成分の総モル%は100モル%である)

を含む少なくとも1種のポリエステルを含む少なくとも1種のポリエステル組成物を含んでなり、前記ポリエステルのインヘレント粘度が、60/40(wt/wt)フェノール/テトラクロロエタン中で25において0.5g/100mlの濃度で測定した場合に、0.1~1.2dL/gであり；且つ前記ポリエステルが100~200のTgを有する家庭用器具部品。

【請求項2】

前記ポリエステルのインヘレント粘度が0.35~1.2dL/g、0.35~1.0dL/g、0.35~0.75dL/g、0.40~0.90dL/g、0.42超~0.80dL/g、0.45~0.75dL/g又は0.50~0.68dL/gである請求項1に記載の家庭用器具部品。

【請求項3】

前記ポリエステルのインヘレント粘度が0.60~0.75dL/gである請求項1に

記載の家庭用器具部品。

【請求項 4】

前記ポリエステルが 100 ~ 180 又は 100 ~ 160 の Tg を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 5】

前記ポリエステルが 100 ~ 120 の Tg を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 6】

前記ポリエステルが 120 ~ 140 の Tg を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 7】

前記ポリエステルが 100 ~ 120 の Tg を有する請求項 3 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 8】

前記ポリエステルが 120 ~ 140 の Tg を有する請求項 3 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 9】

前記ポリエステルのグリコール成分が 15 ~ 70 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 30 ~ 85 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基、 15 ~ 50 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 50 ~ 85 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基、 25 ~ 60 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 40 ~ 75 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基、 20 ~ 40 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 60 ~ 80 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基又は 40 ~ 55 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 45 ~ 60 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基を含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 10】

前記ポリエステルのグリコール成分が 20 ~ 40 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 60 ~ 80 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基を含む請求項 5 又は 7 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 11】

前記ポリエステルのグリコール成分が 40 ~ 55 モル% の 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基及び 45 ~ 60 モル% の 1, 4 - シクロヘキサンジメタノール残基を含む請求項 6 又は 8 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 12】

前記ジカルボン酸成分が 80 ~ 100 モル%、 90 ~ 100 モル% 又は 95 ~ 100 モル% のテレフタル酸残基を含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 13】

前記ポリエステルが 0.1 ~ 25 モル% の 1, 3 - プロパンジオール残基、 1, 4 - ブタンジオール残基又はそれらの混合物、 0.1 ~ 10 モル% の 1, 3 - プロパンジオール残基、 1, 4 - ブタンジオール残基又はそれらの混合物又は 0.01 ~ 15 モル% のエチレングリコール残基を含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 14】

前記 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基が 50 モル% より多いシス - 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基と 50 モル% 未満のトランス - 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基を含む混合物、 55 モル% より多いシス - 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基と 45 モル% 未満のトランス - 2, 2, 4, 4 - テトラメチル - 1, 3 - シクロブタンジオール残基を含む混合物又は 50 モル% より多いシス - 2,

2 , 4 , 4 - テトラメチル - 1 , 3 - シクロブタンジオールと 50 モル % 未満のトランス - 2 , 2 , 4 , 4 - テトラメチル - 1 , 3 - シクロブタンジオールを含む混合物であり且つ前記ジカルボン酸成分が 80 ~ 100 モル % のテレフタル酸残基を含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 15】

前記ポリエステル組成物がポリ(エーテルイミド)、ポリフェニレンオキシド、ポリ(フェニレンオキシド) / ポリスチレンブレンド、ポリスチレン樹脂、ポリフェニレンスルフィド、ポリフェニレンスルフィド / スルホン、ポリ(エステル - カーボネート)、ポリカーボネート、ポリスルホン、ポリスルホンエーテル、ポリ(エーテル - ケトン)、ポリアミド、ポリスチレン、ポリスチレンコポリマー、スチレン・アクリロニトリルコポリマー、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレンコポリマー、ポリ(メチルメタクリレート)及びアクリルコポリマーから選ばれた少なくとも 1 種のポリマーを含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 16】

前記ポリエステル組成物が少なくとも 1 種のポリカーボネートを含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 17】

前記ポリエステルが少なくとも 1 種の分岐剤の残基を、ポリエステルの総重量に基づき、0.01 ~ 10 重量 % の量で含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 18】

前記ポリエステルの溶融粘度が、回転メルトレオメーターで 290 において 1 ラジアン / 秒で測定した場合に、30,000 ポアズ未満である請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 19】

前記ポリエステルが 170 において 10 分より長いか、50 分より長いか、100 分より長いか、1,000 分より長いか、又は 10,000 分より長い半結晶化時間有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 20】

前記ポリエステル組成物が 23 において 1.3 g / ml 未満の密度を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 21】

前記ポリエステル組成物が少なくとも 1 種の熱安定剤又はその反応生成物を含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 22】

A S T M D - 1925 による前記ポリエステルの黄色度指数が 50 未満である請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 23】

前記ポリエステルが、A S T M D 256 に従って 23 においてノッチ 10 mm で厚さ 1 / 8 インチのバーで測定した場合に、少なくとも 3 ft - 1 bs / in のノッチ付きアイゾッド衝撃強度又は 23 においてノッチ 10 mm で厚さ 1 / 4 インチのバーで測定した場合に、少なくとも 10 ft - 1 bs / in のノッチ付きアイゾッド衝撃強度を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 24】

前記ポリエステルが錫化合物又はその反応生成物を含む少なくとも 1 種の触媒の残基を含む請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 25】

前記家庭用器具部品が押出によって形成されるか、圧縮成形によって製造されるか、又は射出成形によって形成される請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 26】

(b) i) 2 , 2 , 4 , 4 - テトラメチル - 1 , 3 - シクロブタンジオール残基 15 ~

70モル%；及びi i) 1 , 4 - シクロヘキサンジメタノール残基 30 ~ 85 モル%を含むグリコール成分

を含み、前記ポリエステルのインヘレント粘度が、60 / 40 (wt / wt) フェノール / テトラクロロエタン中で 25 において 0.5 g / 100 ml の濃度で測定した場合に、0.35 ~ 1.2 dL / g であり；且つ前記ポリエステルが 100 ~ 160 の Tg を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 27】

前記ポリエステルのインヘレント粘度が 0.35 ~ 0.75 dL / g、0.50 ~ 0.68 dL / g 又は 0.60 ~ 0.75 dL / g である請求項 26 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 28】

前記ポリエステルが 100 ~ 120 又は 120 ~ 140 の Tg を有する請求項 26 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 29】

前記家庭用器具部品が食品加工用カップ、食品加工用ボウル、冷蔵庫用トレイ、冷凍庫用トレイ、冷蔵庫用ふた付き容器、冷凍庫用ふた付き容器、冷蔵庫用棚、冷凍庫用棚、洗濯機扉、電気掃除機用キャニスター、電気掃除機用ごみカップ；スチームクリーナー用キャニスター；紅茶用ケトル；及びコーヒーポットから選ばれる請求項 1 又は 26 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 30】

前記ポリエステルが 105 ~ 140 の Tg を有し且つ前記家庭用器具部品が電気掃除機用キャニスター及びごみカップから選ばれるか、又は前記ポリエステルが 120 ~ 150 の Tg を有し且つ前記家庭用器具部品がスチームクリーナー用キャニスター、紅茶用ケトル及びコーヒーポットから選ばれる請求項 1 又は 26 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 31】

(b) i) 2 , 2 , 4 , 4 - テトラメチル - 1 , 3 - シクロブタンジオール残基 20 ~ 40 モル%；及び

i i) 1 , 4 - シクロヘキサンジメタノール残基 60 ~ 80 モル%を含むグリコール成分

を含み、前記ポリエステルのインヘレント粘度が、60 / 40 (wt / wt) フェノール / テトラクロロエタン中で 25 において 0.5 g / 100 ml の濃度で測定した場合に、0.35 ~ 0.75 dL / g であり；且つ前記ポリエステルが 100 ~ 120 の Tg を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 32】

前記ポリエステルのインヘレント粘度が 0.60 ~ 0.72 dL / g である請求項 31 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 33】

前記家庭用器具部品が食品加工用カップ及びボウル；冷蔵庫及び冷凍庫用トレイ、ふた付き容器及び棚；洗濯機扉；電気掃除機用キャニスター及びごみカップから選ばれる請求項 31 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 34】

(b) i) 2 , 2 , 4 , 4 - テトラメチル - 1 , 3 - シクロブタンジオール残基 40 ~ 55 モル%；及び

i i) 1 , 4 - シクロヘキサンジメタノール残基 45 ~ 60 モル%を含むグリコール成分

を含み、前記ポリエステルのインヘレント粘度が、60 / 40 (wt / wt) フェノール / テトラクロロエタン中で 25 において 0.5 g / 100 ml の濃度で測定した場合に、0.35 ~ 0.75 dL / g であり；且つ前記ポリエステルが 120 ~ 140 の Tg を有する請求項 1 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 3 5】

前記ポリエステルのインヘレント粘度が 0 . 6 0 ~ 0 . 7 2 d L / g である請求項 3 4 に記載の家庭用器具部品。

【請求項 3 6】

前記家庭用器具部品がスチームクリーナー用キャニスター；紅茶用ケトル；及びコーヒーポットから選ばれる請求項 3 4 に記載の家庭用器具部品。